

未来いきいき地域クラブ 運営規則

第1章 総則

第1条（目的）本規則は、一般財団法人燕市スポーツ協会（以下「当協会」という。）と燕市教育委員会が連携し運営する未来いきいき地域クラブ事業（以下「本事業」という。）に関し、子どもたちの豊かで幅広い活動機会の確保、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の場を地域に普及・定着させることを目的とし、その円滑な運営および適正な管理を行うために必要な事項を定める。

第2条（事業の定義）

- 1.本規則において「未来いきいき地域クラブ」とは、当協会と燕市教育委員会が運営する、中学校部活動の地域展開を目的とした総合的なスポーツ・文化活動の総称をいう。
- 2.本事業に参加し、実施主体となる各クラブを「認定クラブ」という。

第2章 運営体制に関する事項

第3条（運営委員会の設置）本事業の円滑かつ専門的な運営を図るため、未来いきいき地域クラブ運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

第4条（所掌事項）運営委員会は、次の事項を審議し、または議決する。

- 1.クラブ指導者の登録・承認、資格の停止及び剥奪に関すること。
- 2.参加者の除名・参加停止に関すること。
- 3.ハラスメント等に関する相談に関すること。
- 4.その他、本事業の日常的な運営に関する重要事項。

第5条（構成）運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1.燕市スポーツ協会専務理事
- 2.燕市教育委員会指導主事
- 3.未来いきいき地域クラブ総括コーディネーター
- 4.未来いきいき地域クラブ地区コーディネーター（3名）
- 5.その他当協会と燕市教育委員会が必要と認めた者

第6条（理事会への報告）運営委員会において議決した事項のうち、特に重要と認められるものについては、事後に理事会へ報告しなければならない。

第3章 事業実施主体に関する事項

第7条（認定要件）本事業への参加を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、燕市教育委員会が定める「燕市認定地域クラブ活動（未来いきいき地域クラブ）の認定に関する要綱」に基づき、燕市教育委員会の認定を受けなければならない。認定を得た申請団体は、第2条第2項に定める「認定クラブ」となる。

第8条（認定の取消し）燕市教育委員会は、「燕市認定地域クラブ活動（未来いきいき地域クラブ）の認定に関する要綱」に基づき、認定クラブの認定を取り消すものとする。

第9条（施設利用）

- 1.認定クラブは、活動に際して、当協会が調整・許可した施設を利用しなければならない。
- 2.前項の施設には、市内の学校施設や公共施設のほか、大会・練習試合等で利用する他市町村の施設、および当協会が認めた民間の施設を含む。
- 3.認定クラブは、利用施設のルールを厳守し、清掃および後片付けを徹底しなければならない。
- 4.認定クラブは、利用施設を破損または汚損した場合、速やかに当協会に報告し、その指示に従わなければならない。

第4章 指導者・クラブサポーターに関する事項

第10条（定義）当協会が定める研修を受講し、燕市に登録された指導者・クラブサポーターを、「未来いきいき地域クラブ認定指導者・クラブサポーター」（以下、「認定指導者・クラブサポーター」という。）と呼ぶものとする。

第11条（資格要件）

- 1.当協会が指定する研修会を修了した者で、原則として高校卒業以上の者
- 2.暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- 3.クラブサポーターとなる者は、心身ともに健全で、指導者の指示に従い活動を支援できる者
- 4.次の各号のいずれにも該当しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある者
 - ・その他、指導者・クラブサポーターとして不相当と運営委員会が認めた者

第12条（登録）

- 1.指導者・クラブサポーターとなることを希望する者は、当協会が定める方法で申請すると共に誓約書を提出し、第7条に定める資格要件を満たすことについて、運営委員会の審査を受けなければならない。
- 2.当協会は、審査の結果、適当と認めた者を認定指導者・クラブサポーターとして登録する。また、合わせて「県央スポーツサポーターバンク」に登録する。
- 3.登録完了後、当協会は申請者に対し登録通知書を交付する。
- 4.当協会が指定するアプリをダウンロードし、必要事項を登録しなければならない。

第 13 条（報酬等） 認定指導者・クラブサポーターには、活動時間に応じて謝金を支払う。謝金額は当協会の別に定める謝金規程による。

第 14 条（資格の停止及び剥奪）

- 1.認定指導者・クラブサポーターが、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、その活動への参加を一時的に停止させることができる。
 - ・法令、本規則、その他当協会の定める規程に違反した場合
 - ・参加者等に対するハラスメント、暴力、暴言等の行為があった場合
 - ・当協会または本事業の信用を著しく毀損した場合
 - ・正当な理由なく、その職務を怠慢し、又は職務遂行能力に著しく欠けると認められる場合
- 2.前項の事由に加え、その行為が悪質かつ重大であると認められる場合、または改善が見られないと判断される場合、運営委員会の議決を経て、当該指導者の資格を剥奪することができる。

第 5 章 参加者に関する事項

第 15 条（参加資格および活動への参加手続き）

- 1.本事業の活動への参加資格は、中学生とする。ただし、認定クラブが認めた場合は、小学生および高校生等も参加することができる。
- 2.参加者の活動場所への往復の移動は、保護者の責任において行うものとし、当協会は送迎に関わる一切の責任を負わない。
- 3.活動への参加を希望する者は、保護者の責任において、当協会が指定するアプリをダウンロードし、必要事項を登録しなければならない。
- 4.参加希望者は、アプリの登録をもって、本規則、その他当協会が定める規程、指示を遵守することに同意するものとする。
- 5.登録と同時に、スポーツ安全保険料を徴収する。この保険料は、活動開始前であっても徴収し、いかなる場合も返還しないものとする。

第 16 条（運営費）

- 1.当協会は、円滑な運営を継続するため、参加者より所定の運営費を徴収する。
- 2.運営費は、当協会が別に定める額とし、当協会が指定する決済アプリで通知後に、所定の期間内に支払うものとする。
- 3.正当な理由なく運営費の支払いが所定の期間内に確認できない場合、当協会は当該参加者の認定クラブの活動への参加を停止することができる。
- 4.参加停止期間中も運営費の支払い義務は継続するものとし、未払いが解消されない場合、第 15 条（除名・参加停止）を適用することがある。

第 17 条（認定クラブの活動費）

- 1.認定クラブは、運営費とは別に、活動に要する物品等の購入費用を活動費として参加者から徴収することができる。

2.認定クラブは、前項の活動費について、使途を明確にし、会計の適正性を確保しなければならない。

3.認定クラブは、毎事業年度終了後、活動費の収支報告書を作成し、当協会および参加者に提出しなければならない。

第 18 条（休会・退会）休会または退会を希望する参加者は、1 週間前までに指定のアプリを通じて届け出なければならない。休会中の運営費の支払いは、別途定めるものとする。

第 19 条（除名・参加停止）

1.参加者が認定クラブの規律を乱す行為を行った場合、指導者・クラブサポーターはその活動への参加を一時的に停止させることができる。

2.前項の事由に加え、他の参加者や指導者・クラブサポーターへのハラスメント、暴力、重大な規律違反、または保護者による指導者及び当協会職員に対する著しく不当な要求やハラスメント行為など、本事業の運営を著しく妨げる行為を繰り返した場合、運営委員会の議決を経て、当該参加者を除名することができる。

3.除名された参加者は、除名日以降、本事業の活動に参加することはできない。また、支払われた運営費は返還しない。

第 6 章 危機管理・倫理に関する事項

第 20 条（安全管理体制）当協会は、認定クラブの活動における安全管理体制の構築に努め、認定指導者・クラブサポーターは、その責任において安全管理を行わなければならない。

第 21 条（事故時の対応）活動中に事故が発生した場合は、速やかな負傷者の救護を最優先とし、当協会に報告するものとする。当協会は、関係機関と連携し、適切な対応を行う。

第 22 条（個人情報保護）参加者および指導者の個人情報は、当協会の個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱うものとする。

第 23 条（ハラスメント等に関する相談窓口）

1.当協会は、参加者および認定指導者・クラブサポーター等の本事業に関わるすべての者が、ハラスメント、暴力、体罰等の問題に関して安心して相談できる相談窓口を設置する。

2.相談窓口および相談員は、専務理事が指名し、その名称および連絡先を参加者等に周知するものとする。

3.相談員は、相談内容について秘密を厳守し、相談者および関係者が不利益な扱いを受けないよう配慮しなければならない。

4.相談員は、相談内容が重大であると判断した場合、直ちに運営委員会に報告し、運営委員会は適切な対応を講じるものとする。

第 7 章 雑則

第 24 条（規則の改廃）本規則の改廃は、当協会の理事会の承認を得て行うものとする。

第 25 条（補則）本規則に定めるもののほか、運営に関する細目、各種様式、謝金規程等、必要な事項は当協会が別に定める。

令和 8 年 3 月 1 日